



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 *** (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [フランスからの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について] (令和 5 年 9 月 29 日 消費・安全局動物衛生課)
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230929.html>
2. [食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質と復興の歩み」の開催及び参加者の募集について] (令和 5 年 10 月 5 日 消費・安全局食品安全政策課)
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/231005.html>
3. [「食品表示ミス防止・食品トレーサビリティ推進に関するセミナー」の開催について] (令和 5 年 10 月 11 日 消費・安全局消費者行政・食育課)
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/231011.html>
4. [水産物の放射性物質調査の結果について] (令和 5 年 10 月 13 日 水産庁)
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

*** 厚生労働省 *** (<https://www.mhlw.go.jp/>)

1. [第 2 回「日本人の食事摂取基準(2025 年版)」策定検討会 資料] (令和 5 年 9 月 22 日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/newpage_00072.html
2. [令和 5 年度その他の監視指導に関する通知] (令和 5 年 10 月)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32505.html
3. [令和 5 年 10 月 4 日(水)開催 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 資料] 議題
・食品添加物の指定等について
・食品中の農薬等の残留基準の設定について
・食品用器具及び容器包装の規格基準の改正について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35626.html
4. [ポジティブリスト改正案と関連情報] (2023 年 10 月 12 日更新)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html#link1
5. [「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」] (令和 5 年 10 月 18 日 健康・生活衛生局長)
清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の鉛の基準値についての改正
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001157770.pdf>

*** 内閣府 食品安全委員会 *** (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [20 周年企画 第 5 回アクリルアミドともやし炒め〜リスク評価のその後は?] (令和 5 年 10 月 6 日)
https://www.fsc.go.jp/iinkai/20shunen/05_akuriruamido.html

*** 消費者庁 *** (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の一部改正案に関する意見募集] (令和 5 年 9 月 29 日 消費者庁食品表示企画課)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#public_meeting_2023_0001
2. [「令和 5 年度消費生活意識調査(第 2 回)」の結果について] (令和 5 年 10 月 5 日 参事官)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/034534/>

*** 農林水産消費安全技術センター *** (<http://www.famic.go.jp/>)

1. [肥料の鑑定方法(2023)を掲載しました。] (2023 年 9 月 26 日)
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/bunseki/sub9_kantei2023.html

*** 今月のトピックス ***

[最近の放射能測定の動向]

2011年3月11日東日本大震災の原発事故による影響で、多くの国や地域が日本（対象地域）からの食品等の輸入に規制を設けました。原発事故以降日本政府は、放射性セシウムの基準値を超過した一切の食品が流通及び輸出しないよう厳格に管理してきました。加えて政府一体となり諸外国へ規制撤廃を働きかけたことが功を奏し、EUを含む48の国が規制を撤廃しました（2023年8月時点）。

IAEA/FAO 合同センターはこの日本の対策を適切であるとし、食品は安全に供給されていると評価していますが、7つの国では依然として規制が続いています。

さらに、最近ではALPS処理水の海洋放出により一部の国々で日本の水産物の輸入停止になりました。この影響から水産物以外の日本製品についても放射能測定を求められるケースが生じています。

主な各国の放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137の総量）の基準値は下記の通りです。

単位：Bq/kg

CODEX*1	EU*2	日本*3	中国*4 セシウム137のみ	韓国*5
乳児用食品 1000	乳児用食品 400	飲料水 10	穀類 2.6×10^2	乳・乳製品・乳児用食品等 50
一般食品 1000	乳製品 1000	牛乳 50	イモ類 9.0×10^1	
	マイナーフード以外のその他の食品 1250	乳児用食品 50	野菜・果物 2.1×10^2	一般食品 100
	液体食品 1000	一般食品 100	肉・魚・甲殻類 8.0×10^2	
	マイナーフード 12500		生乳 3.3×10^2 (生乳の単位は Bq/L)	

(2023/10/13 現在)

*1 CODEX/STAN 193-1995

*2 COUNCIL REGULATION (Euratom) 2016/52 of 15 January 2016

*3 平成 24 年 3 月 15 日 食安発 0315 第 1 号

*4 中華人民共和国国家標準 食品中の放射性物質制限濃度標準 GB 14882-94

*5 農林水産省 韓国の輸入規制措置の概要 (令和 4 年 (2022 年) 1 月 6 日時点)

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/korea_shoumei-7.pdf

中国には化粧品における放射性セシウムの試験方法（「化粧品中の禁止物質セシウム137およびセシウム134の測定 γ エネルギー分析 GB / T 35957-2018」）があります。

このため中国への輸出時には、取引先業者の品質管理として化粧品中の放射性セシウムの測定結果も求められる可能性があります。



弊財団は諸外国に輸出される食品にかかる放射性物質検査機関になっており、 γ 線スペクトロメータ（ゲルマニウム半導体検出器）を用いたセシウム-137、セシウム-134及びヨウ素-131の分析を受託しています。食品以外の試料（但し、環境試料を除く）についても食品中の放射性物質の試験法（食安発 0315 第 4 号）に準拠して対応していますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

項目名：核種（セシウム-137、セシウム-134、ヨウ素-131）

分析方法： γ 線スペクトロメータ（ゲルマニウム半導体検出器）法

☆お知らせ☆

【分析試験料金の一部改訂のお知らせ】

料金改定：2023年11月1日受託分より。改定内容につきましては弊財団ホームページをご確認ください。
<https://www.jfirl.or.jp/information/1772>

【農研機構 食品研究成果発表会展示会 2023・同時開催 フード・フォーラム・つくば企業交流会】

会期：2023年11月8日 会場：つくば国際会議場

フード・フォーラム・つくば企業展示 <https://www.fft.gr.jp/page/topics/20231108/poster.pdf>

今年は菌末添加食品の総菌数測定・食品の二次機能の測定について出展します。